

27全国高体連第243号
平成27年10月15日

各都道府県高等学校体育連盟 会長 殿
同 上 理事長 殿
(公財)全国高体連各専門部 部長 殿
同 上 委員長 殿

(公財)全国高等学校体育連盟
会長 小野



体罰根絶のための日本体育協会等との情報共有について（通知）

日頃より本連盟の諸事業及び高等学校における運動部活動の充実・発展をはじめ、インターハイの開催にご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、体罰根絶に向けて、本連盟では平成25年3月に日本中体連と合同の「体罰根絶宣言」の発信、4月にはスポーツ関係5団体と「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」の採択、平成26年5月には「体罰根絶全国共通ルールの制定について（通知）」を發出して同年7月1日より施行適用しました。また、一昨年度からインターハイ全競技会場に、根絶スローガンを記した横断幕を掲出するなどの取り組みを行ってまいりました。各都道府県高体連、各専門部におかれましても、根絶に向け様々なお取り組みをいただいていることと存じます。

しかし、昨年7月1日の全国共通ルール施行以降、諸会議で逐次ご報告させていただきましたが、昨年度7月から3月までの9ヶ月間の件数を今年度8月までの5ヶ月で上回り、増加傾向にあるというきわめて残念な状況です。

このような中、日本体育協会では平成26年7月23日より「日本体育協会公認スポーツ指導者処分基準」が施行され、公認スポーツ指導者の有資格者に対する処分を行うこととなりました。各中央競技団体でもそれぞれの規程による措置・処分があります。本連盟の部活動指導者が日本体育協会や各中央競技団体の指導者資格を有することも多く、全国共通ルール制定後、体罰等についての情報共有が懸案事項となっておりました。このたび、本連盟と各中央競技団体を取りまとめる日本体育協会との間で検討・調整を重ね、体罰等の情報共有について別紙のとおり申し合わせを行い、別添の協定書により、相互に情報を提供し共有することとなりました。これは、体罰等が後を絶たない実態がある中で、スポーツ関係団体が一致協力して暴力行為を根絶するという「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」の趣旨を具現化するものです。

つきましては、本通知の趣旨をご理解いただき、管下の加盟校及びすべての指導者に別紙の内容を周知徹底し、体罰根絶の取り組みを一層充実させるようお願いいたします。

(別紙)

1 体罰根絶全国共通ルール（以下「共通ルール」とする）適用後からの変更点

(1) 共通ルール適用事案について本連盟から日本体育協会へ情報提供する。

①当該指導者が日本体育協会公認スポーツ指導者資格を持つ場合には、日本体育協会公認スポーツ指導者処分基準により資格停止等の処分を受けることがある。

②当該指導者が各中央競技団体等の指導者資格を持つ場合には、各中央競技団体等の規程により措置・処分を受けることがある。

(2) 日本体育協会における暴力行為等による措置・処分事案（各中央競技団体から日本体育協会への報告も含む）のうち、高等学校部活動関係者による事案について、日本体育協会から本連盟へ情報提供する。

①提供を受けた情報について、共通ルールの適用となる可能性がある場合は、当該指導者の所属都道府県高体連を通して所属高等学校長へ事実確認を依頼することがある。

②所属高等学校長が当該指導者に事実確認した結果、共通ルールの適用となると判断した場合は、共通ルールによる所定の手続きを行う。

2 情報共有の窓口

(1) 共有する情報は個人情報であるので取り扱いには十分に配慮し、情報提供及び情報に関する問合せの窓口は全国高体連事務局と日本体育協会事務局とに一本化する。

(2) それぞれの下部組織からの問合せはそれぞれの事務局を通して行うこととする。

3 情報共有の方法

全国高体連から日体協へは全国共通ルール適用事案について、日体協から高体連へは日体協・各中央競技団体の措置・処分事案のうち高等学校部活動関連の事案について情報提供する。

4 情報提供の内容

(1) 高体連から日体協へ

指導者氏名・所属都道府県名、体罰の発生日時、競技名、体罰の概要
全国共通ルール適用期間

(2) 日体協から高体連へ

指導者氏名・所属（指導）校、暴力行為等の発生日時、競技名、体罰の概要
措置・処分内容

5 情報共有の開始時期

(1) 高体連から日体協への情報提供

平成26年7月1日 体罰根絶全国共通ルールの施行日

(2) 日体協から高体連への情報提供

平成26年7月23日 日本体育協会公認スポーツ指導者処分基準の施行日